

旭川市事業継続応援支援金 よくある質問 (Q&A)

令和3年9月14日更新

※本 Q&A では、「旭川市事業継続応援支援金」を「支援金」、「月次支援金の上乗せ給付対象者」を「月次支援金対象者」、「道特別支援金 B 上乗せ対象者」を「道支援金 B 対象者」といいます。

1 【制度概要について】



No.	質問	回答
1-①	支援金の概要を教えてください。	緊急事態措置等により一定の売上減少があり、国の5月分から9月分までの「月次支援金」又は「道特別支援金B」の給付が決定した事業者のうち、給付要件を満たす事業者に対し、本市独自に支援金を上乗せして給付します。
1-②	支援金の対象となる要件を教えてください。	5月分から9月分までの「月次支援金」又は「道特別支援金B」の給付が決定した事業者のうち、次の1から4まで全ての要件を満たす事業者が対象となります。 1 申請時点（5～7月分又は道支援金Bにあっては令和3年7月20日時点も対象）で旭川市内に本社・本店のある中小法人等又は旭川市内に住所又は主たる事業所のある個人事業者等 2 事業継続の意思があること 3 新北海道スタイルや業種別ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行うこと 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成26年3月25日条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。 <u>※上記に該当する場合でも対象外となる場合があります。詳細は「申請の手引き」をご確認ください。</u>
1-③	月次支援金は5～9月分のみが対象なのはなぜですか。	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置において、 <u>本市が特定措置区域等の直接の対象となったのが5月16日から7月11日まで、8月20日から9月30日まで</u> であったことから、月次支援金の上乗せ分は5月分から9月分までを対象としています。
1-④	支援金の申請書はどこにありますか。	申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、次の場所に書類を設置していますので、いずれかの方法で入手していただき、必要書類を添付の上、担当まで提出してください。 ・旭川市役所第三庁舎 玄関内（旭川市6条通10丁目） ・道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口（旭川市神楽4条6丁目）

No.	質問	回答
1-⑤	支援金の申請書は窓口を持参しても良いですか。また、窓口で相談できますか。	感染拡大防止の観点から、申請は郵送を原則とします。 お問い合わせ等につきましては、原則お電話でお願いしますが、ご不明な場合は窓口でもご相談をお受けします。 (担当：旭川市経済交流課 0166-73-9850 平日 8:45~17:15)
1-⑥	休業や廃業している場合は対象になりますか。	一時的に休業する場合は給付対象となりますが、基準日（申請時点又は月次支援金の5~7月分若しくは道特別支援金Bの申請については7月20日時点も対象）までに廃業した場合や、今後、事業継続の意思がない場合等は支援金の対象となりません。 (例：5月分の月次支援金を受給しているが、6月で廃業した場合や、申請時に既に廃業が決定している場合等は対象外)
1-⑦	月次支援金の給付決定時点では旭川市外に居住してたが、令和3年7月20日時点では旭川市に住所がある場合、上乗せの対象となりますか。	対象となります。 なお、追加で書類の提出を求められることがあります。
1-⑧	月次支援金の上乗せ申請について、7月分と8月分を申請予定ですが、8月末に旭川市外から旭川市に転入した場合、対象になりますか。	上乗せ分の申請時点で旭川市に住所がある場合は対象となります。 なお、月次支援金の5~7月分又は道特別支援金Bの申請については、申請時点のほか、令和3年7月20日時点で旭川市に住所がある場合も対象となります。
1-⑨	法人で本社が札幌市にあり、旭川市に支店がある場合は対象となりますか。	法人は基準日時点で旭川市内に本社・本店がある場合のみ対象となるため、このケースは対象となりません。
1-⑩	個人事業者で自宅は東川町、主たる事業所が旭川市にありますが対象となりますか。	個人事業者は基準日時点で旭川市内に住所又は主たる事業所がある場合は対象となりますので、このケースは対象となります。 なお、追加で書類を求められることがあります。
1-⑪	卸売業と飲食店を営んでおり、飲食店は協力支援金を受給している場合、卸売業で今回の支援金の対象となりますか。	複数店舗を営んでいる場合において、事業者として休業要請等に伴う協力支援金を受給している場合は、月次支援金の当該月分、道特別支援金Bについては対象外となります。
1-⑫	市内に複数店舗を営んでいる場合、店舗数分の支援金がもらえますか。	複数店舗を営んでいる場合、事業者毎の給付となります。

2【申請手続・支払関係について】

No.	質問	回答
2-①	支援金の申請にはどのような書類が必要ですか。	①申請書のほか、②月次支援金給付決定通知書の写し（申請対象月分全て）、③振込を希望する口座情報の分かるもの、④（個人事業者のみ）本人確認書類の写し、⑤（個人事業者で②及び④の住所が旭川市外である場合のみ）申請時点（5～7月分又は道支援金Bにあっては令和3年7月20日時点も対象）で旭川市に住所があることが分かるものが必要となります。詳細は、「申請の手引き」を御確認ください。
2-②	月次支援金の給付決定通知書を紛失した場合、どうしたら良いですか。	給付決定通知書の写しを提出することが困難な場合は、申請者のマイページにおける給付状況及び対象月、決定金額等がわかるページ及び振り込まれたことが分かる通帳のページの写しの提出が必要となります。 その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。
2-③	5月分の支援金の申請しており、今回6月分を申請予定だが、書類は全て提出する必要があるのか。	市への申請が2回目以降で、前回提出時から内容に変更がない場合のみ、No.「2-①」に記入の書類のうち、③、④、⑤を省略することが可能です。 詳細は、「申請の手引き」別表1を御確認ください。
2-④	支援金はオンラインでの申請が可能ですか。	オンラインでの申請は対応しておりません。郵送による受付となります。
2-⑤	支援金は、申請から何日くらいで振り込まれますか。	月次支援金の上乗せ分について、支援金は申請書の受付後、2週間程度での給付を予定しております。書類に不備等がある場合は確認作業等で遅れる場合がありますので、不備がないよう御確認の上提出してください。 道支援金Bの上乗せ分については、道に申請し、道の支援金が入金されてから1週間後に市が給付決定データを道から引き継ぎ、その後2週間程度で給付予定です。 必要に応じて追加で確認作業が発生した場合など、給付が遅れる場合がありますので御容赦願います。
2-⑥	振込先を当座預金としたいのですが、通帳がないので何を提出すれば良いのでしょうか。	当座預金の取引明細書（口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるもの。）の写し等を御提出ください（預金取引の内容は塗りつぶして構いません。）。
2-⑦	振込先をネットバンキングにしたいのですが、通帳がないので何を提出すれば良いのでしょうか。	口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し等を御提出ください。
2-⑧	振込先の口座に制限はありますか。	<u>振込先については、申請者本人名義の口座である必要があります。</u> 法人で申請される場合、振込先口座の名義は申請者と同一である必要があるため、法人名義の預金口座がない場合は開設した後、申請してください。 個人事業者の場合、例えば申請者の配偶者の口座等、申請者本人以外のものを設定することはできません。

3【その他】

No.	質問	回答
3-①	月次支援金の概要、申請方法を教えてください。	<p>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う影響を受け、2021年の4月～9月の月間売上が対前年又は前々年同月比で50%以上減少している事業者に国から支援金が給付されます。</p> <p>申請はインターネットからのお申込みとなります。</p> <p>受付期間は対象月毎に異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4, 5, 6月分】受付終了 ・【7月分】令和3年8月1日～9月30日 ・【8月分】令和3年9月1日～10月31日 ・【9月分】令和3年10月1日～11月30日 <p>詳細は月次支援金ホームページをご確認ください。</p> <p>https://ichiiishienkin.go.jp/getsuiishienkin/index.html</p> <p>0120-211-240 (8:30～19:00)</p> 
3-②	道特別支援金Bの概要、申請方法を教えてください。	<p>月次支援金の対象外で2021年4月～7月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同月比で30%～50%未満減少した事業者に道から支援金が給付されます。</p> <p>申請はインターネットまたは書面での申請となります。</p> <p>受付期間：令和3年7月2日～9月30日</p> <p>詳細は道特別支援金のホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/O1top.html</p> <p>011-351-4101 (平日 8:45～17:30)</p> 
3-③	月次支援金又は道特別支援金Bについて相談したい。	<p>国又は道のコールセンターに御確認いただくか、次のとおり相談窓口（予約制）を開設しますので、そちらでも御案内を行います。</p> <p><u>※登録確認機関ではありませんので、お間違いないようご注意ください。</u></p> <p>開設日：7月27日（火）から9月30日（木）までの間の毎週火曜日、木曜日</p> <p>開設時間：10時～12時、13時～16時</p> <p>利用料金：無料</p> <p>会場：旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階 支援金担当執務室</p> <p>利用方法：事前予約制となりますので、必ずお電話の上、会場へお越しください。</p> <p>事前予約が無い場合は対応いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>担当：旭川市経済部経済交流課 0166-73-9850 (平日 8:45～17:15)</p>

No.	質問	回答
3-④	緊急事態措置等に伴う休業要請等の協力支援金とは何ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う北海道知事からの休業要請等により、対象期間中、休業等に協力した飲食店等や大規模施設等に給付される支援金のことです。当該協力支援金の給付対象となっている事業者は、月次支援金は協力支援金対象月分は対象外、道特別支援金Bは対象外となります。</p> <p>受付期間は対象月毎に異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【5/16～5/31分】受付終了 ・【6/1～6/20分】受付終了 ・【6/21～7/11分】受付終了 ・【8/20～9/12分】令和3年9月13日～10月31日 ・【9/13～9/30分】未定（10月1日以降の予定） <p>詳細はホームページ等をご確認ください。</p> <p>https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073451.html</p> 